

## 関係者ヒアリング結果概要

- 1 日時  
令和5年12月25日（月）13時00分～14時40分
- 2 場所  
オンライン
- 3 対象者  
一般財団法人 ダイバーシティ研究所  
代表理事 田村 太郎 氏  
一般社団法人 多文化人材活躍支援センター  
代表理事 山路 健造 氏  
特定非営利活動法人 国際活動市民中心（CINGA）  
理事 新居 みどり 氏  
認定NPO法人 難民支援協会  
代表理事 石川 えり 氏  
理事 赤阪 むつみ 氏
- 4 対応者  
出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 平林室長 ほか
- 5 内容  
(円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組)  
○ 日本語教育に係る体制整備事業は各地域で非常に力強く行われている。言語を学ぶことができない人たちをなくすという面では、日本語教育の空白地域をなくすための動きは進んできている。  
○ 一方、外国人の言語保障という面で考えると、言語の習得は時間のかかるものであるため、文化庁又は文部科学省が行う施策が、3年や5年といった一定期間で終わってしまう可能性があるならば、自治体では政策を実行しづらいという意見が多くみられる。  
○ 今こそ、国が言語保障政策を行うと明確かつ力強く打ち出すことが重要である。  
○ 本当に言語保障政策を行っていくのであれば、もろ刃の剣ではあるが、モチベーション付けのためにも在留資格の更新の際に言語力を問うていくということにもつながってくると思う。  
○ 地域で日本語教育や外国人の生活支援等の仕事を行っている者として、在留期間の更新の際に言語力を問うていくようになっていくことは仕方がないと思っており、言語を学ぶことを本人の意思だけに任せてしまうのは少し無責任であると感じている。日本語学習の機会を提供し、学びを継続できる環

境を保障していく必要があると考えている。

- まとめると、現在体制整備事業で行っている地域日本語教育に対して、しっかりと継続的に国としてもお金を出し続けていくということを明確にすることが第一、続いて学習環境を作り、多くの人たちが日本語を学ぶことができる次の段階に進んでいく、最後に日本語能力と在留資格と結びつけていくという考えである。ただし、これは他国においても非常に議論のあったテーマであるし、家族滞在の人にまで在留資格等と日本語能力を結びつけていくのは問題ではないか等、様々な意見があるだろう。
- 日本語を学んでから働く外国人ばかりではないので、働きながら学べるようにしていくという議論を深めていく必要がある。
- 日本語教室にお金をつけるのではなく、日本語学習者にお金をつけるという方向に持って行かないと、言語保障や日本語教育へのアクセスの保障につながらないのではないかと考えている。
- これからの議論における視点として、施策の提供者側ではなく、あくまでも外国人住民側の状態変化にK P Iを置き、例えば日本語教育へのアクセスをどう保障していくのかということが重要である。
- 日本入国時に既にある程度日本語を習得している外国人もいれば、難民申請者のように日本語が全く分からない状態で入国する外国人もいる。難民申請者の日本語習得スキームにおいては基本的に公的支援がなく、市町村等が実施している日本語教室が一番の入り口になっている。入国時に日本語能力がない外国人がライフステージに合わせ、どのように日本語を習得していくのかということ視点の中に入れていく必要があるだろう。
- 生活オリエンテーションについて言うと、ドイツの生活オリエンテーションでは、ドイツが連邦制であることや男女平等等、ドイツの制度や理念を学んでおり、生活オリエンテーションとして日本人がイメージするごみ出しの仕方等はドイツ語教育の教材を通して身に付けていくそう。
- 外国人住民の出身国によっては、女の子には教育を受けさせる必要がないからといって学校に行かせなかったり、女性が家の外に出ることを夫から禁止されていたりというような例があり、児童相談所等から寄せられる相談も非常に多い。
- このような問題は日本の価値観と、出身国の価値観の不一致により生じている。どのようなものを生活オリエンテーションとして考えるのかという枠組みを提示する必要がある。この点は、今後しっかりと議論しなくてはならない。
- 国際活動市民中心では、来年度の本格実施を目指して、エスニックコミュニティの方々とのオリエンテーションを入国前と入国後に行うプログラムを、

今年度の1月からトライアルとして実施予定である。自治体や国レベルで行う生活オリエンテーションに加え、それだけでは漏れてしまう国ごとや地域ごとの文化性を踏まえたオリエンテーションも行うことが大切だと考えている。

- 日本語教師として仕事をしている方々の大半は留学生教育を行っているところ、留学生教育をそのまま生活領域や就労領域の日本語教育に持ち込むのは無理があるのではないか。
- 言語の習得を外国人個人の権利として保障すると国が打ち出していくことによって、企業や日本語教師、その他関係者も、自分たちを取り巻く状況がクリアになると思う。

(外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化)

- 学校や病院、公的な機関などでの多言語情報提供の在り方が、自治体によってバラバラである。言語保障の裏返しとも言えるが、特定の場面では必ず翻訳や通訳をつけることを保障し、情報や施策を提供する側が多言語環境を整える必要性をしっかりと認識しなくてはならない。
- 例えば、日本語が分かる子どもが、通訳のために学校を休んで親の通院に同行する例があるが、これは基本的な人権の観点からも問題である。米国のように法律で禁止するべきとは言わないが、少なくとも家族が通訳しているから、通訳の準備は不用だという感覚は修正していかななくてはならない。
- 様々な施策で、それぞれ多言語化するということは言われるが、その基準となるような考え方の整理やガイドラインの打ち出し、権利の保障などが必要だ。情報の保障の観点で、多言語に関して通訳、翻訳を保障していくという考え方を外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（以下「ロードマップ」という）のビジョンなどに組み込んだ方がよいのかもしれない。
- 外国人相談センターに関して、一元的相談窓口に係る交付金制度は、新しく相談窓口を作るには大変便利だが、元々相談対応に取り組んでいた外国人が多い自治体が窓口を拡充するには使い勝手がよくない。相談対応の質が求められている今、地域の外国人の状況に合わせた形でバリエーションを確保しやすい交付金にしていただきたい。
- 外国人の少ない地域では、相談先が少ないため、日本語ができる特定の同国人に相談が集中してしまい、疲弊してしまうという散在地域ならではの問題が生じている。ウクライナ避難民でも同じ問題が見られる。
- 相談や情報提供を1回で終わらせないことが重要である。ウェブサイトを見て全て分かってくれというのは不十分で、電話相談や対面相談が必須になってくるだろう。

- 難民支援協会が支援している外国人の中には在留資格のない人もいるが、例えば新型コロナウイルス感染症流行の際の、マスクの提供やワクチンの接種などのような、在留資格がない人も使える情報も必要である。
- 一方で、在留資格のない外国人は多くの福祉的なサービスや保険等が使えないなど、オーバーステイの外国人が使える制度的なリソースが非常に少ないのも課題だと思っている。
- 国際活動市民中心では、相談員のための相談室という事業をやっている。ここでは全国の一元的相談窓口の方や社会福祉協議会のケースワーカーの方からの電話相談に対応している。技能実習機構及び外国人相談室で業務を行った経験がある行政書士かつ社会福祉士のスタッフが相談に応じており、年間約400件の利用がある。
- 外国人に係る全ての相談を一元的相談窓口等に対応するのは難しいため、相談員が相談できる場所が、例えばF R E S Cの中などにできればいいと思う。そのためには厚生労働省でいうと現行の労働領域だけではなく、厚生領域の部署もF R E S Cに関わっていくことが必要であると考えている。
- ミャンマーに関して入管庁は緊急避難措置を行っているが、後にアフガニスタンやスーダンも対象となったなど、入管庁の施策に係る情報もいろいろと変わっていくため、日本人ですら把握が難しい。何がいつ変わるかも分からない中で、相談員が相談できる場所というのは重要だと考える。
- 自治体も国も、様々な契約が入札方式となっており、特に翻訳に関しては一般入札である。そのため、近頃は翻訳の質の低下が著しく、翻訳に対する専門知識が非常に軽視されていると感じている。
- やさしい日本語自体は反対ではないが、やさしい日本語化しているから多言語化しなくてよいというものではないと考えている。
- 次年度以降、多言語による情報発信及び相談体制の強化における専門性やクオリティの確保を、ロードマップに書かれているそれぞれの施策の中で意識していく必要がある。

(ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援)

- 就労は人が生きていく上で非常に大切な事柄であるが、N P Oや市民活動組織等は、より緊急性の高い問題にリソースを割かねばならないため、外国人から転職の相談を受けたとしてもハローワークを案内せざるを得ない。
- 外国人雇用サービスセンターは機能していると思うが、全てのハローワークで外国人の仕事探しや労働基準法違反事案等、あらゆる問題に対応可能かと考えると、マンパワー的にも機能的にも厳しいのではないかと。
- 例えば在留資格も能力も持っている外国人が転職するときや、職場に疑問

を感じたときなどのちょっとした相談にも対応できるようにすることが重要。そのためにも、ハローワークに人員を充てたり研修をしたりという点検をしなければ、将来的に大きな問題が起これると感じている。

- そのためには外国人支援コーディネーターや一元的相談窓口とハローワークを密に連携させる、更に言うならば、外国人支援コーディネーターをハローワークに配置することも検討に値すると考えている。
- 日本人の配偶者や家族滞在の人、難民申請中の人など、様々な外国人が多様な背景を持ちながら就労を希望している。ロードマップにおいて、留学生のための就労についてははっきりと書かれているが、今後はこれらの多様な方々が就労を希望しているということを理解してもらえるような表現をしていただければよいかと思う。
- 「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」がロードマップの重点事項の一つに盛り込まれているのは非常に心強い。
- 土葬の国から来た方が火葬されて関係者がショックを受けたり、故人にお金がなく、行政が無縁仏に入れてお骨を持ち帰れないことに知人がショックを受けたりという話もあり、埋葬やお墓というところでも様々な習慣に配慮した情報提供、支援が必要だと感じている。
- 妊娠期から安全な出産の確保、乳幼児のケアまで途切れのない支援がライフステージ、ライフサイクルの観点から必要になってくると思っているが、在留資格のない外国人でもどういった制度が使えるのかという観点からの支援が必要だと思っている。
- 親子に在留資格がない場合、支援が受けられないために幼稚園へのアクセスが難しかったり、高校受験はできても教育費無償化の対象から外れたり、就学前、未就学の子どもや高等教育を受ける段階の子どもの教育へのアクセスに課題を感じている。
- 技術の進歩、特にリモートで様々なことができるようになった結果、従来の日本の制度と現実が合わなくなっている。
- 例えば、母国の授業をオンラインで受けられるようになってきた今、日本の学校に行かないことを不就学と呼んでよいのか、一方で学校は授業だけでなく集団生活の学習や保健といった機能を持っているので、そもそも学校に行かないことが適切なのかといった問題である。
- また、民泊の管理のアルバイトをしている外国人もいるが、彼らは母国にいるオーナーから指示を受けて働き、報酬も本国の銀行口座に入金されているようだ。結果、政府として就労時間の管理も所得の捕捉もできなくなっている。加えて外国人本人にとっても業務中にけがをした際に労災を受けられない、賃金トラブルが生じたとしても何の証明もないといった問題もある。

- オンライン診療で母国の医者からの診察を受け、薬を送ってもらうことも、場合によっては日本の薬事法違反で犯罪となることもある。
- これら技術の進歩に伴って生じている課題を、現在のロードマップ期間中に、それぞれの施策ごとに洗い出すことが必要だと考えている。
- ウクライナ避難民に関して言うと、子どもたちは午前中に日本の学校に行き、午後はウクライナの授業を受け、日本語教室にも行かなくてはならず、大変疲弊している状況にあると感じる。
- また、ウクライナは大学進学率が約82%と非常に高く、専門的な知識を持った人が多いのだが、母国で医者や弁護士をしていた人たちですら、日本でその能力を活かす仕事に就けていない。海外でのキャリアと日本でのキャリアをどう結びつけるかというのは大きな課題であろう。

(共生社会の基盤整備に向けた取組)

- 地方自治体における多文化共生推進政策の検討や、地域の日本語教育や外国人相談センターについて等の相談を受けるときに最も重要なのはエビデンスとなる数字である。
- 具体的にはその地域に住む外国人について、国籍、在留資格、年代別で組み合わせたデータである。現在公開されている統計資料では全ての自治体についてこれらの情報が公開されているわけではない。
- これら統計について、入管庁からの視点だけでなく、現場である自治体の役場や議会を動かすためには何が必要なのかという視点も持って作成していただきたいと思っている。また、受入環境調整担当官が市区町村を訪問する際に、統計データの読み方や在留資格についての説明を行うような機会があるとよいと思う。
- 一方で、外国人の知られたくない権利も守らなくてはならないため、データの活用と権利への配慮の両方を考える必要がある。
- 啓発活動に関して言うと、官民連携で外国人との共生を目指していくネットワーク会議等を設け、経済団体や大学など様々な機関が、啓発月間に外国人との共生社会を作るための発信をしていけるような取組があると、より啓発活動が効果的となるだろう。
- 政府から差別禁止などを更に発信してくれると非常に心強い。
- 難民の認定に関して、規範的要素に関する明確化については文書が公開されているが、今後も様々な明確化に関する文書を公表していただきたい。その上で、それらがどのように活用されていくのか、バージョンアップされていくのか、どれだけの人がその情報にリーチできたのか、研修を実施し、どの分野のどのぐらいの人にリーチできて、どのような変化が起きてきたのかといったKPIの設定が考えられるだろう。また、KPIが何を目指してい

くのか明瞭化されていくと、ロードマップの目指すところがより明瞭化されるだろう。

- 自治体の方が難民申請者に在日大使館に相談すればいいのではないかと簡単に言う例がある。しかし、難民にとって、在日大使館は迫害の主体である可能性もあるわけで、当事者でないと想像のつかない配慮の必要な事柄がある。このようなヒアリング等を通じて、いろいろなステークホルダーへの配慮について考え、一つ一つできるところから共に取り組んでいくことが重要と考える。

#### (外国人の孤独・孤立の状況)

- 外国人相談の現場でも孤独、孤立に係る相談は多い。
- 留学生では、日本語学校よりも大学に留学している外国人からの相談が多い。日本語学校はみな外国人同士であり、アルバイトも忙しいことから孤独を感じる機会は少ないようだが、大学等に行くと日本人の学生と自分たちという関係になり、友達ができなくて孤独を感じるようだ。
- また、就職後の相談も多い。本人が寂しいからという理由で相談しに来るのではなく、企業の方としてお会いする中で、実は自分は外国人で友達ができなくてすごく寂しいのだという相談になることが多い。働いている人たちも強く孤独感を感じているのが実態だ。
- 日系ブラジル人などに見られる高齢者の孤立も見逃せない。年金がなかったり額がとても少なかったりといった場合や、介護保険料を納めてきたが介護保険制度の利用の仕方がよく分からないという場合もある。
- また、シングルマザーの問題もある。本人が望む、望まないに関わらず日本で出産し、それを機に孤立してしまうというケースは様々なところで見聞きするところである。妊娠、出産又はシングルマザーになっていく前後の孤立は相当深刻だと思っている。
- 難民申請者に関して言うと、来日後まもなく持ち金が非常に少なくホームレス状態になる話もある。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着き、国境を越えた人の移動の制限が緩和され、難民申請者が増えていく中、政府のセーフティネットの確保が大切ではないかと思っている。
- タイ人の孤立を防ぐためにサワディー佐賀というタイ人のグループを作ったが、その前は学校が違えばタイ人同士でもなかなか会う機会がないという問題があった。
- 新型コロナウイルス感染症流行の影響から対面で会うことがなかなかできず、サワディー佐賀で新しく地域に来た留学生を把握できなかった結果、留学生が孤立してしまうケースもあった。

- 日本人の配偶者がなかなか同胞の人と話す機会がなく、ずっと日本語しか話していないというケースもあり、日本語をどこで学ぶかという問題も含めて課題だと思っている。
- 日本語教室の価値は言語保障だけでなく、孤独・孤立の防止というところにもある。配偶者でも高齢者でも、勉強を主目的とせずともなんとなく集まり、日本語であれ母語であれおしゃべりができる場となる。
- 子ども食堂やフードバンクなどには外国人も来ているが、そこで主催者が外国人から何かを相談されたときに、どうしたらいいか分からないことがある。そこで地域に日本語教室などがあれば、そこにつなぐことで、次に相談センター等様々な組織へとつながっていく。外国人を主たる対象としていない活動をしている人たちでも、外国人を支援している組織とつながることで、困っている外国人が様々な支援を受けられるようになるのではないかと考えている。